

# 令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会

日時：令和元年9月27日(金) 午前10時30分～

場所：都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

## — 会 議 次 第 —

### 議 事

1 受理報告

2 その他

### 【審議資料】

資料1 受理報告

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 座席配置

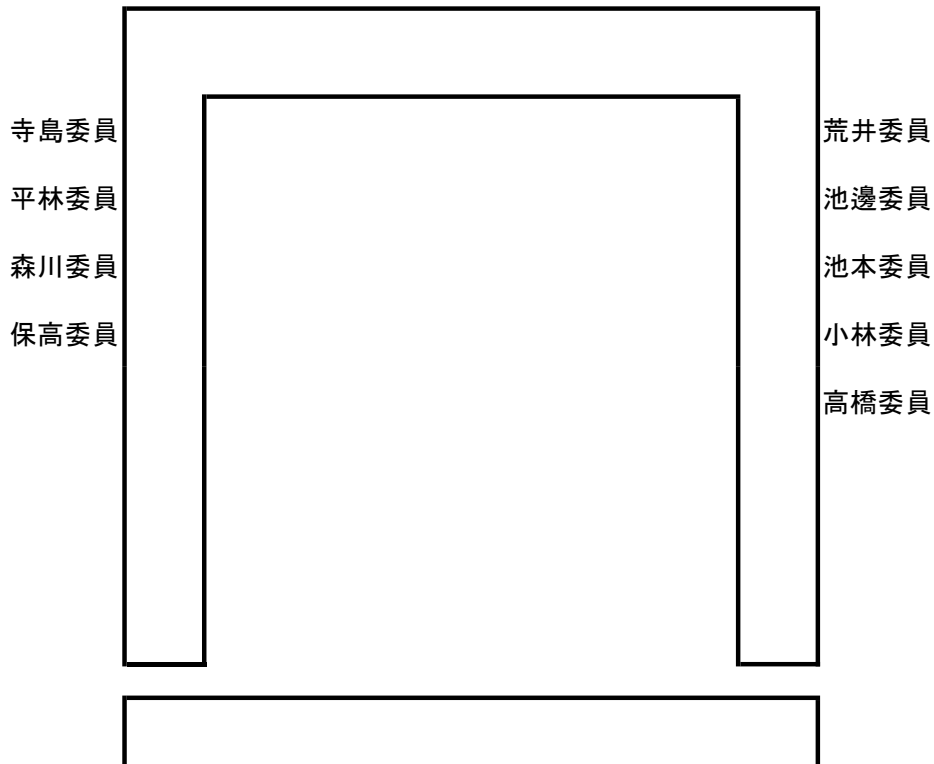
日時：令和元年9月27日（金）午前10時30分～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

第二部  
坂本  
委員長

審議  
柳  
会  
委員  
会長

第一  
齋  
藤  
委員  
会長



寺島委員  
平林委員  
森川委員  
保高委員

荒井委員  
池邊委員  
池本委員  
小林委員  
高橋委員

森本  
アセスメント  
担当課長

宮田  
アセスメント  
担当課長

和田  
政策調整  
担当部長

東條  
オリンピック・  
パラリンピック  
アセスメント  
担当課長

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・ 妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業	令和元年8月9日
	・ (仮称) 今井土地地区画整理事業	令和元年9月6日
2 環境影響評価書	・ (仮称) 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業	令和元年8月19日
3 事後調査報告書	・ 大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業 (工事の施行中その1)	令和元年7月26日
	・ 江東区有明北3-1地区開発計画 (工事の施行中その1)	令和元年7月31日
	・ 都営村山団地 (後期) 建替事業 (工事の施行中その2)	令和元年8月23日
4 変 更 届	・ 宇津木土地地区画整理事業	令和元年8月21日
	・ 町田市資源循環型施設整備事業	令和元年8月23日

「(仮称) 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業」  
環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

項 目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
大気汚染	建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。	小学校等の配慮すべき施設が位置する計画地北側においては、工事の進捗に合わせて通常の仮囲いに部分的にパネル等を追加し、建設機械の稼働に伴う排ガスの影響の軽減を図ることを環境保全のための措置に追記した。 (本編 113 ページ)
騒音・振動	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測の最大値は評価の指標とした基準値を下回るとしているが、最大値出現地点付近には小学校等の配慮すべき施設が存在していることから、環境保全のための措置を徹底すること。	小学校等の配慮すべき施設が位置する計画地北側においては、解体対象の建築物を防音シートやパネルで全面的に覆うことを環境保全のための措置に追記した。 (本編 161 ページ)
	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音の増加レベルは0～1dB未満としているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点があることから、環境保全のための措置を徹底すること。	工事用車両の出入口を分散化するなど、一路線に車両が集中しないよう努めることを環境保全のための措置に追記した。 (本編 161 ページ)
風環境	環境保全のための措置として、防風植栽、大屋根、防風壁等の設置により風環境への影響の低減を図っているが、計画地内には、不特定多数の人が利用する歩行者デッキや防災機能を備えた広場が整備される点にも留意し、良好な風環境を確実に確保するよう努めること。	計画地内の歩行者デッキや広場等についても、風環境に配慮するとともに、事後調査で風観測を行うことを環境保全のための措置に追記した。 (本編 237 ページ)

項目	環境影響評価書案審査意見書の内容	環境影響評価書の記載内容
景観	<p>代表的な眺望地点及び眺望の状況について、高層住宅棟以外にも計画地東側の十二社通り沿いには別棟が建設されることから、可能な限り沿道から計画地内の計画建築物が把握できる地点を追加し、この地点からの眺望の変化の程度について予測・評価すること。</p>	<p>角筈区民センター前交差点付近からの眺望地点を追加し、別棟について予測・評価した。 (本編 252 ページ)</p>

## 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和元年8月26日

### ■事後調査報告書について

事業名：中央新幹線 品川・名古屋間（工事の施行中その2）

項 目	助言事項	事業者の回答等
廃棄物	1 P. 22 (10) 廃棄物等 廃棄物の発生量のみ記載されていますが、有効利用・再生利用を適切に行い、再生利用できなかったものは適切に処理したという点も重要であることから、概要に記載すべきと考えます。	次回以降の事後調査報告書において反映いたします。
その他	2 P. 18-23 において、基準値を下回ったかどうかのみが記載されており、事前の予測値との比較が何も記載されていない。まとめて良いが、すべての項目において事前で予測された通りに、など記載してほしい。	次回以降の事後調査報告書において反映いたします。

事業名：(仮称)南町田計画（工事の施行中その1）

項 目	助言事項	事業者の回答等
騒音・振動	1 P. 51 建設作業振動の表の一番下に平均を示していますが、振動は $L_{10}$ で評価することからも平均でなく、高い値の時をどうするかを検討するのが良いため、平均という記載は勘違いを生むように感じました。値の割には苦情が出ているのでそのように感じました。	解体機械及び建設機械の稼働に伴う作業振動レベルの予測結果と事後調査結果との比較は最大値で行っております。しかしながら、事後調査結果では、最大値を記載せずに平均値を記載してしまいましたので、今後は最大値を記載するようにいたします。
廃棄物	2 P. 84 写真 4-1 工事工程からするとコンクリートがら、鉄くずが現在では添付画像のような状態ではないかもしれませんが、街中での事業であり、粉じん抑制対策にも十分ご留意いただくことが良いように感じます。	解体工事においては、散水の実施、シートカバー等の設置により、粉じん抑制対策を行ってまいりましたが、今後についても徹底してまいります。

## 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和元年9月27日

### ■事後調査報告書について

事業名：大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業（工事の施行中その1）

項 目	助言事項	委 員
騒音・振動	<p>1</p> <p>p. 34 本文に道路交通騒音が影響した可能性について記述されています。今後周辺で複数の条例アセス規模の解体・建設事業が行われるため、影響要因が増えていきます。事業者間の連絡を密にとってできるだけ調整を図り、環境負荷を抑えるよう事業を進めて行ってください。</p>	池本委員

事業名：江東区有明北3-1地区開発計画（工事の施行中その1）

項 目	助言事項	委 員
廃棄物	<p>1</p> <p>P. 77 表 4-3 混合廃棄物の「処理・処分方法」において「埋立」となっていますが、80.4%は再資源化しているにもかかわらず、「埋立」としか書けないものでしょうか？</p>	池本委員

事業名：都営村山団地（後期）建替事業（工事の施行中その2）

項 目	助言事項	委 員
大気汚染	<p>1</p> <p>p. 25 SPM の実測を行っていないため、近隣3測定局と計画地内、敷地境界の測定から推定しています。交通量調査の結果を先に記載するなどし、交通量や当該地点の簡易法NO2も含めて検討したほうがまだ検討できるような気もしますがいかがでしょうか。</p>	池本委員
大気汚染	<p>2</p> <p>p. 68 の表 1-29 (2) で実測でないものを比較対象とするのは勘違いを生む可能性があるように感じます。定性的な記載とし、関連情報からの検討なのでそのことを丁寧に記載する方がいいのではないのでしょうか。</p>	池本委員